

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（30-23）用駆動水ロッキングピストン下部（挿入側）入口弁の弁箱より水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理及び対応検討	A s	11月26日 公表済

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	所内用空気系空気圧縮機用電動機の点検において、シャフトの軸受部に損傷が認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	不活性ガス系原子炉格納容器供給用窒素ガス圧力調整弁の点検において、圧力調整装置の可動シール取付け部よりエアリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を修理	D	
3	1号機	原子炉停止時冷却系（A）系統入口隔離電動弁の開操作時、において、過負荷により駆動用電動機がトリップしたため、当該弁を点検・修理	C	
4	1号機	原子炉冷却材浄化系排水の廃液収集タンク入口安全弁接続フランジ部より水のリーク（1滴/秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
5	2号機	廃棄物処理建屋大物搬入口シャッター（1、2号機共用・北側）の下部床面との隙間から雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	廃棄物処理系廃液サージタンク出口弁の開操作時、当該弁開度指示計に指示値不良が認められたため、当該開度指示計を点検・修理	D	
7	3号機	3・4号機サービス建屋汚染検査所に設置の放射線管理区域退出モニタ及び携行品モニタ用記録装置の点検において、当該記録装置用パソコンの故障によるデータ伝送不良が認められたため、当該パソコンを修理	D	
8	3号機	制御棒駆動水圧系駆動水安定化弁（A、B）の出入口弁（計4台）のグランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	5号機	炉心スプレイ系ポンプ（A）の定例試験において、非常用潤滑油ポンプの停止確認用表示ランプに点灯不良が認められたため、当該ランプ表示回路を点検・修理	C	
10	6号機	タービン建屋南東側通路（バッチ油タンク室前）壁面敷設の電線管用サポート留め金具に破損が認められたため、当該留め金具を交換	D	
11	集中環境施設	高温焼却炉設備排ガスセラミックフィルタ逆洗用空気圧縮機のピストンオイルシール部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで